

第1章 計画の概要



第1章 計画の概要

1-1 計画の趣旨

本市は平成26年1月に滝沢村から市制移行し、市としてふさわしいまちづくりを目指しているところであり、平成27年度に策定した本市の最上位計画である「第1次滝沢市総合計画」に掲げる将来像『誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域』の実現に向けて、各種施策・事業を展開している。

市内の公共交通においては、JR田沢湖線、IGRいわて銀河鉄道線、民間路線バス3社、市営の福祉バス及び患者輸送バス、その他タクシー事業者等、複数の交通モードが存在し、住民の日常生活の移動手段として生活を支えている。

本市では平成18年3月に、公共交通をより使いやすいものとしていくために「滝沢村公共交通計画」を策定した。本計画に掲げる基本理念『この地域で安心して暮らしていくため、協働によりはぐくむ「たきざわの公共交通」』の実現に向け、取り組んできたところである。

しかしながら、公共交通を取り巻く環境は全国的に著しく変化している。人口減少、少子高齢化、モータリゼーションの進展（マイカー依存）など、近年の社会情勢の変化に伴い、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準が低下したため、公共交通利用者は減少傾向にある。これにより交通事業者の経営状況が圧迫され、赤字路線を廃止せざるを得ない状況となる等、「負」のスパイラルに陥っており、地域の移動手段として公共交通を維持・確保することが非常に困難な状況にある。

我が国においては、平成25年12月に交通に関する施策について基本理念や基本事項を定め、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを内容とする「交通政策基本法」が制定された。平成26年には同法の理念にのっとり、地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携し、面的な公共交通ネットワークを再構築するため、「地域公共交通網形成計画」が策定できるよう「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正された。

こうした背景を踏まえ、本市では、既存計画である「滝沢村公共交通計画」を見直すとともに、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正に対応し、将来にわたり持続可能で地域にとって望ましい公共交通ネットワークを構築する。そのために、まちづくりと連携した公共交通の基本的な方針と施策体系を示す、地域公共交通の「マスタープラン」として、「滝沢市地域公共交通網形成計画」を策定するものである。

1-2 計画の目的

地域公共交通の現状・問題点、課題の整理等を踏まえて、本市の地域特性や現況、市民ニーズに対応し、効率的かつ効果的で、将来にわたって持続可能な公共交通体系を再構築するために、「滝沢市地域公共交通網形成計画」を策定する。

本計画においては、将来的な公共交通ネットワークのあり方（公共交通の将来像）、公共交通に関連する各主体（市民、交通事業者、行政等）の役割の明確化、実施する施策・事業等を定め、計画期間中における将来像の実現を目指すものである。

1-3 計画の位置づけ

本計画は、平成18年3月に策定した「滝沢村公共交通計画」に見直しをかけ、本市の最上位計画である「第1次滝沢市総合計画」における基本構想・基本計画等と整合を図り、将来像である『誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域』の実現に向けて、地域公共交通のマスタープランとして策定するものである。

また、国が定める関連法における基本方針に基づき、本計画の検討を進めるとともに、まちづくりや観光、健康・福祉など各種関連計画と連携し、事業・施策の展開を図る。

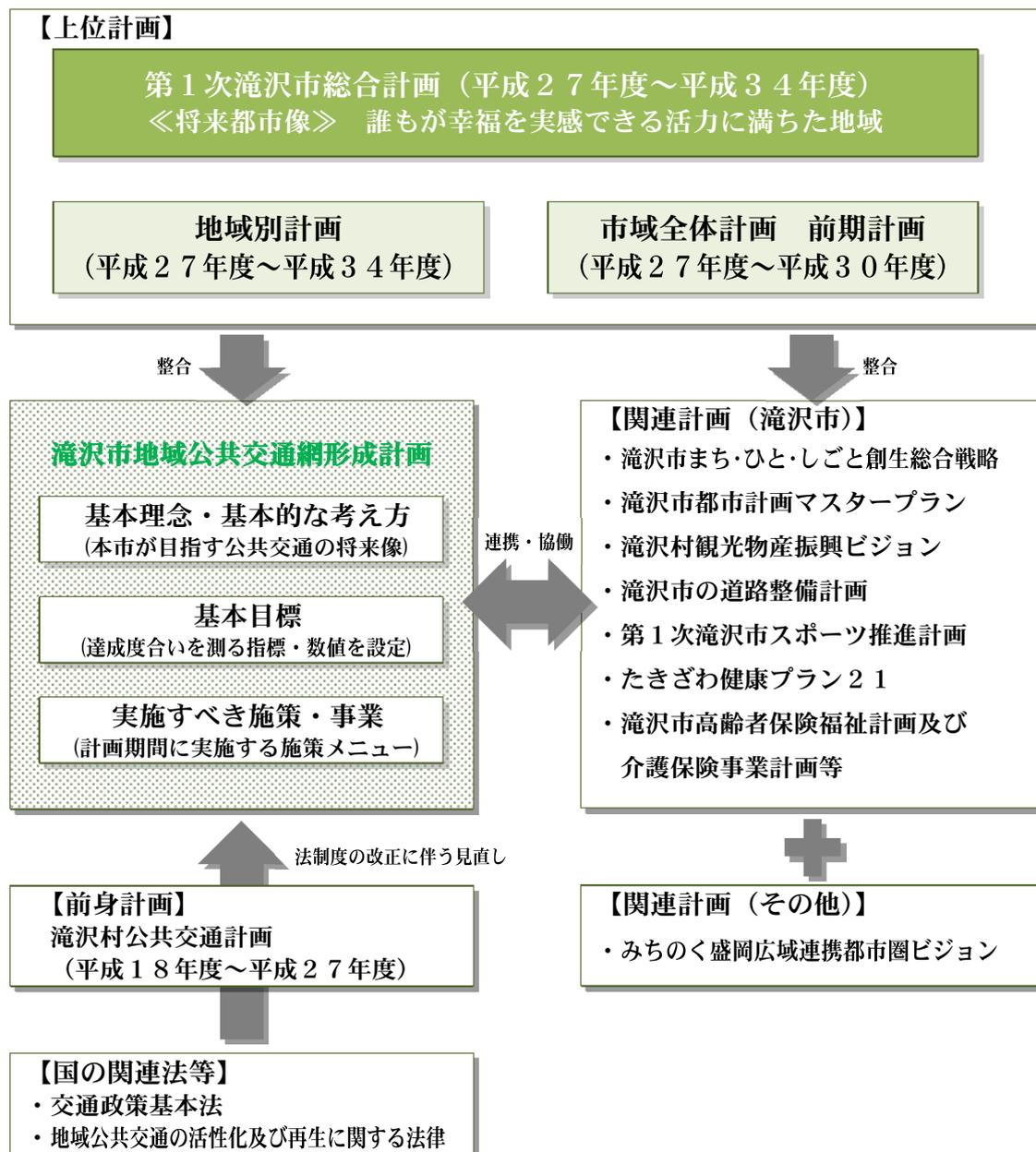


図 1-1 計画の位置づけ

1-4 計画の対象範囲

本計画は地域公共交通のマスタープランとして鉄道、路線バスをはじめとした各交通モードにおける市全体の方向性を示すものであり、特に市内のバス路線の再編と交通拠点の整備に重点を置きつつ、利用促進策、交通環境整備などを含めた総合的な施策体系を定める。

《対象となる交通モード（運行主体）》

- ・鉄道2路線（JR田沢湖線、IGRいわて銀河鉄道線）
- ・路線バス3事業者（岩手県北自動車、岩手県交通、JRバス東北）
- ・福祉バス（滝沢市）
- ・患者輸送バス（滝沢市）
- ・一般タクシー事業者

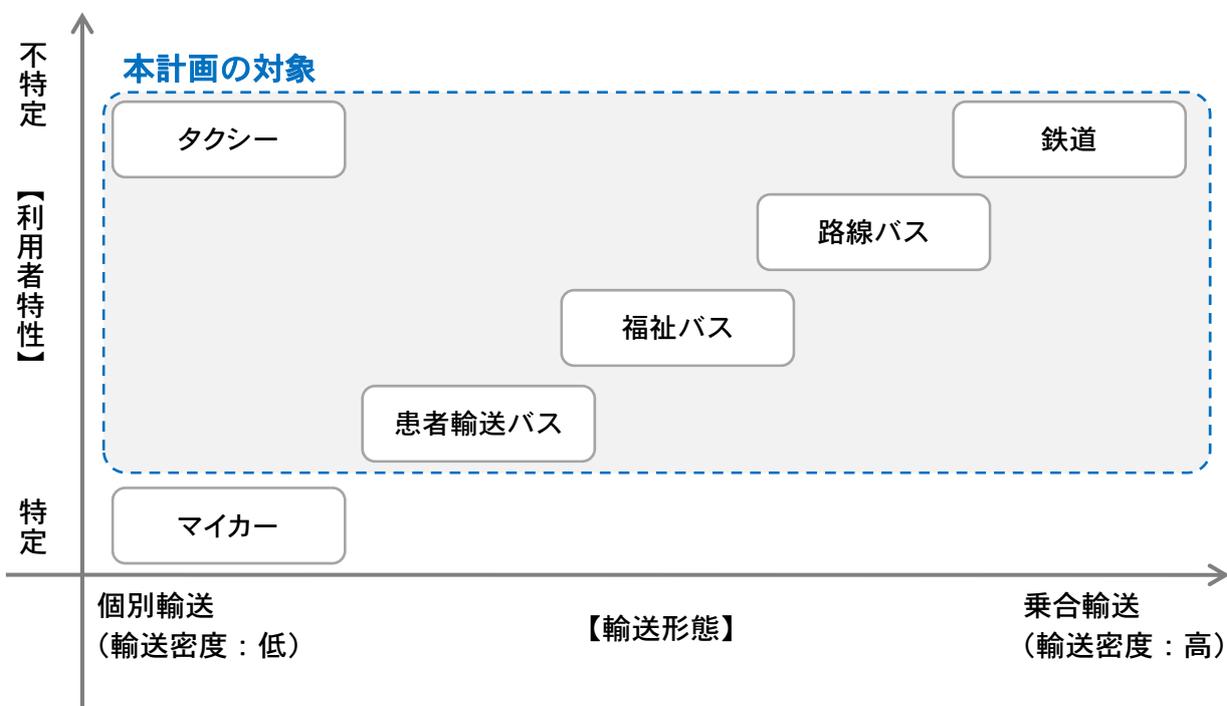


図 1-2 計画の対象範囲

1-5 計画の区域

本計画の区域は滝沢市全域とする。

なお、本市においては「みちのく盛岡広域連携都市圏ビジョン」の一部を担い、盛岡市や八幡平市、雫石町等の隣接市町と連携性・関係性が強い特徴を持つ。

複数市町村間を運行する地域間交通の運行見直し・改善を図る必要がある場合は隣接市町との協議・調整を検討する。



図 1-3 計画の対象区域

1-6 計画の期間と進め方

本計画の期間は平成29年度～平成34年度までの6年間とする。

上位計画である「第1次滝沢市総合計画」の計画期間は平成27年度から平成34年度までの8年間を設定しているが、市域全体計画・前期計画が平成27年度から平成30年度の4年間を設定しており、平成30年度の前期計画期間終了時において、後期計画へと見直すことから、同時期において本計画においても見直し・モニタリングを図り、事業進捗の確認等を行うものとする。

計画期間終了時においては、計画期間全体における施策・事業の進捗確認及び効果検証を行い、次期計画へ見直しを図る。

本計画は、平成29年度から平成34年度までの6年間とします。

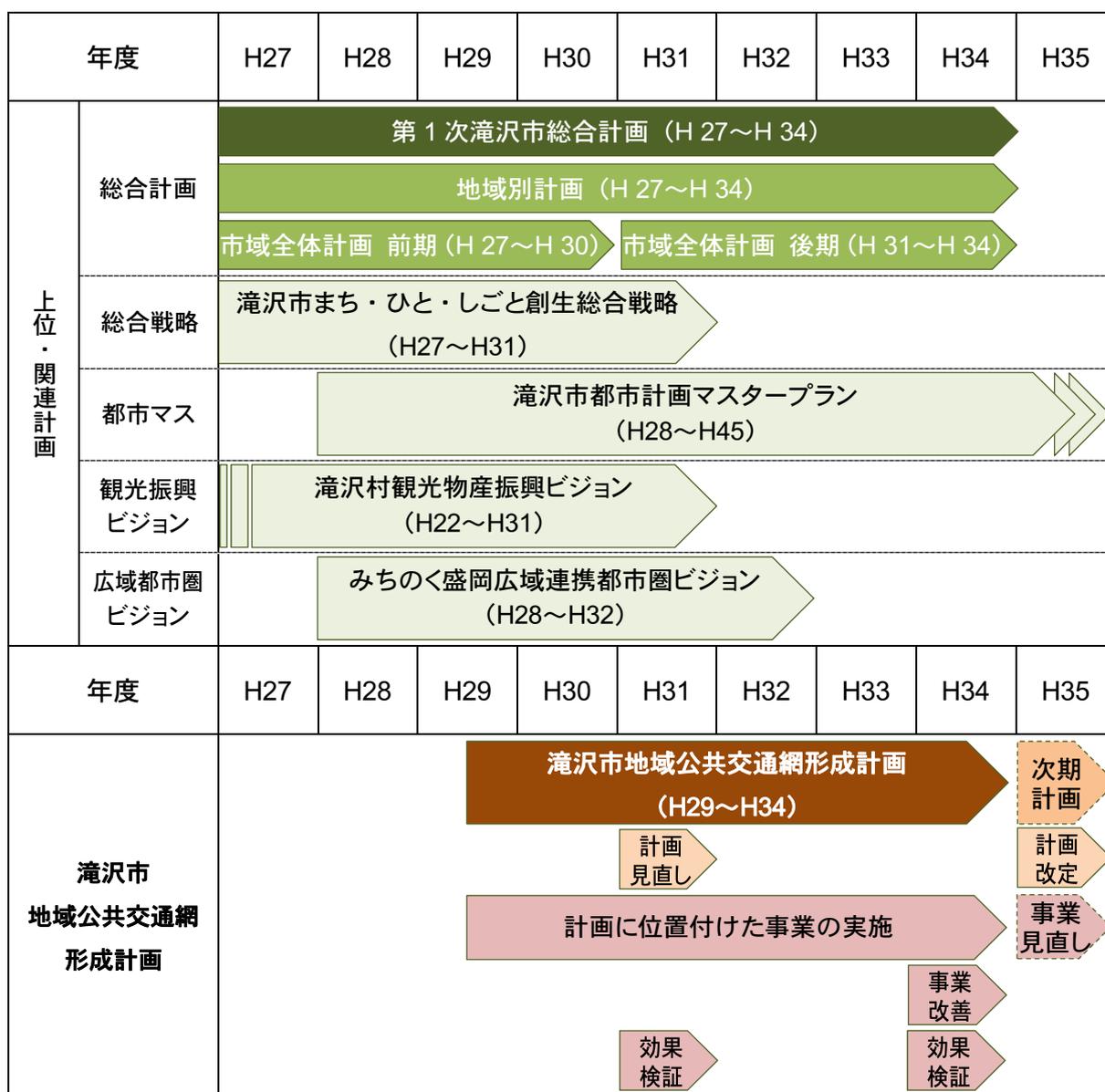


図 1-4 計画のスケジュール

